

第3回医療機関等における消費税負担に関する分科会（平成24年8月30日）  
における委員の発言（宿題事項関係抜粋）

○西澤委員

この資料（※）は減価償却とか法人税での戻りがわかるのですが、もう少し詳しく言えば法人税を払っている、要するに持ち分ありの医療法人のイメージの図だと思います。一方、公立病院等は法人税を払っていません。そのような病院はどうなるのかということと比較の上で出していただきたい、又、非課税売上部分に関してだけの説明ですが、ここに非課税割合とか課税割合が書いてありますが、課税割合の方の処理の仕方、これは当然その分は丸々税金が還付のはずですから、そういうことを含めてわかりやすい図にしたものを1回見せていただきたいと思います。いわゆるキャッシュフローがそれぞれでどう違ってくるか、例えば課税100%のときと非課税100%のとき、あるいはその中間の3つの例ぐらいで、今、言ったようなことをお示し願えればと思います。

※第3回分科会資料4「消費税の経理処理」

# 消費税の経理処理について (税抜経理方式と税込経理方式)

## ポイント

- 法人税額  
他の条件が同じ場合でも、どちらの経理処理方法を採用するかにより、控除対象外消費税額等の損金算入の時期が異なることがある。そのため、毎期の法人税額が同額とならないことがある。ただし、各期を通じた場合、損金算入額の累計は同額となるため、法人税額の累計も同額となる。
- 消費税額  
他の条件が同じ場合、どちらの経理処理方法を採用するかにかかわらず、每期とも同額になる。

# 【参考】消費税の経理処理(税抜経理方式(1))

(法人税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十七号))

## 1. 税抜経理方式を採用している場合(消費税の額を区分して経理する方法)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、法人税法上は、損金経理を要件としてその事業年度の損金の額に算入し、また、所得税法上は、全額をその年分の必要経費に算入。

- イ その事業年度又は年分の課税売上割合が80%以上であること。
- ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること。
- ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること。

【例】消費税率5%、課税売上割合90%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

○機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である10%の10百万円を一括償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,010
(消費税償却分)	0	▲10
所得金額	2,000	1,990
法人税(税率50%)	1,000	995
(増減)	—	(▲5)

取引の対価の額と  
消費税等の額とを  
区分して経理

# 【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-①)

## (2)-①

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

### イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

### ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合75%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である25%の25百万円が繰延消費税
- ・ 繰延消費税の25百万円  $\times$  12/60  $\times$  1/2(初年度のみ) = 2.5百万円を償却  
次年度以降は25百万円  $\times$  12/60 = 5百万円を償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,002.5	5,005
(消費税償却分)	0	▲2.5	▲5
所得金額	2,000	1,997.5	1,995
法人税(税率50%)	1,000	998.75	997.5
(増減)	—	(▲1.25)	(▲2.5)

取引の対価の額と  
消費税等の額とを  
区分して経理

## 【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-②)

### (2)-②

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

#### イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

#### ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である90%の90百万円が繰延消費税
- ・ 繰延消費税の90百万円  $\times 12/60 \times 1/2$  (初年度のみ) = 9百万円を償却  
次年度以降は90百万円  $\times 12/60 =$  18百万円を償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,009	5,018
(消費税償却分)	0	▲9	▲18
所得金額	2,000	1,991	1,982
法人税(税率50%)	1,000	995.5	991
(増減)	—	(▲4.5)	(▲9)

取引の対価の額と  
消費税等の額とを  
区分して経理

# 【参考】消費税の経理処理（税込経理方式）

## 2. 税込経理方式を採用している場合（消費税の額を区分しないで経理する方法）

○消費税等込みの価額が取得価額になって、償却期間に応じて減価償却

【例】消費税率5%、償却期間5年、21億円（税込み）の設備投資を行った場合、

○21億円（税込み）の設備投資につき、毎年420百万円の減価償却内訳は、

- ・ 機械の償却分が毎年400百万円
- ・ 消費税の償却分が毎年20百万円

単位：百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,020
所得金額	2,000	1,980
法人税（税率50%）	1,000	990
（増減）	—	（▲10）

取引の対価の額と消費税等の額とを区分せずに経理